

史料紹介 『盍徹論』

—— 版本になった 『盍徹問答』 ——

綱川 歩美

【史料解説】

一

ここに紹介するのは『盍徹論』という史料で、畑銀鷄（寛政二（一七九〇）〜明治三（一八七〇）年）によつて天保八（一八三七）年に出版された、『盍徹問答』のことである。以下、原史料の『盍徹問答』（以下『問答』）を中心に述べてみたい。

天下之本ハ在_レ国、国之本在_レ家、家之本在_レ身ト、ヒツシト云ツケテ、本ト云ヲ身ニオツツメテ心ト云ニナリテ、身ノ主ハ至_レハ心也^①。

右は、山崎闇齋の語録の二部で、「治国」の要諦につい

ての記述である。国を治めるといふ政治的課題の根本が、「身ノ主」である心に置かれていることが分かる。これはたとえば、太宰春台の『経済録』、「凡天下国家を治ルヲ経済ト云。世ヲ経シテ民ヲ済フト云義也」といふような「経済民」を定義するものとは異質であろう。

心身の修養、なかでも心のあり様を鍛えることで、道徳的な道を体現できるという、いわゆる道学的性格を前提にしている。そして、この道をめぐつて、「敬」の重視や君臣道徳の絶対化が説かれた点に崎門儒学の特徴がある。崎門儒学の力点は朱子学の修身へ注がれていたといえる。

しかしながら『問答』は、崎門儒学を標榜しながらも、道徳的側面は後景に退いている。『問答』は、専ら経済を論じた書物、藩財政の建て直しに関する税制改革論なので

ある。先の道学的性格からすると、少タイメージが異なるのではないだろうか。

「崎門儒学を『標榜した』」といったのだが、実はこの史料には決定的な事実との齟齬が見られる。『問答』は、「元禄中ノ事ナリシガ、四国ノ大家ニ仕ヘシ門人何某ナル人」が山崎闇斎に財政難を訴えるところから始まる。周知の通り、闇斎は天和二（一六八二）年に没しているから、この設定は本来存在し得ないのである。

かつて『問答』を紹介したのは瀧本誠一氏である。⁽²⁾氏はこの決定的な矛盾を、後日の成稿であるために生じた誤記であろう推察した。しかし管見の限り、伝来する諸本が一樣に元禄年中という記載をとることは、単なる誤謬ではなく、成立の当初から何らかの意図を含んでいた可能性を捨て去ることはできない。⁽³⁾

さて、成立の段階での意図を可能性として提示する場合、史料としての真贋の問題が関わってくる。すなわち、偽書の可能性である。真实性を追究する立場からすれば、それは大きな欠陥である。しかし近年の由緒論の盛況が示すように、かならずしも真贋が最優先ではなくなってきた。歴史学においては、偽文書の機能が論点になりうる

ことが指摘されているからである。⁽⁴⁾これは古文書だけに限らず、「明君録」などの顕彰書物にも波及する論点である。

これらは考察の一線からは外されてきた古文書や書物が、歴史的・思想的考察の対象としての意義を十分に持つことを意味していよう。そこで要求されるのは、書物の成立と流布の両面から、歴史史料としての有効性を吟味していく作業である。『問答』もこうした作業を改めて必要とする史料であると考える。

二

「盍徹」の名前は、『論語』顔淵十二、哀公ハ有若が答えた「盍んぞ徹せざるや」に由来する。⁽⁵⁾「徹」とは、周代の租税のことで、收穫の十分の一を貢租とするものである。この租税を適応した税法が井田法と呼ばれる。

哀公は、凶作による財政逼迫の打開方法を有若に尋ねた。有若は、いつそ税を十分の一にしてはどうかと述べたのである。当時の魯国では、十分の二を貢租としていたので哀公は驚いた。しかし有若の意図は万民の飢えをまず救

うことが、領主としての急務であるというものであった。

『問答』の中の閩齋もまた四国の大藩につかえる門人に問われて、有若と同じ返答をしている。そこから、具体的な財政改革の方法を示していくというのが本論の流れである。

内容は、一〇年計画で藩の借財を返済し、同時に一〇万俵の備蓄米を備えるというものである。詳細は本文に譲るとして、改革法の特徴を要約すると次のようなものである。①農本主義②儉約型の再建策③経世済民と仁政イデオロギーである。①に関しては、幕藩体制の領主経済の成り立ちから必然的に想定されるものであろう。『問答』も限られた年貢米で、藩財政を賄うところに焦点がある。第一義的に領内の百姓への借金返済が優先されるべきと説く。その上で藩主をはじめ家臣の儉約と、商人への返済が示される。これは②にも関わるが、支出の緊縮である。近世中後期に一般に盛んになる、藩の専売制といった新規事業の開拓などは述べられず、儉約型の再建策が特徴として上げられる。

そして『問答』の全般を貫いているのは、③の経世済民と仁政イデオロギーである。『問答』では藩財政の再建

は、領主が飢饉時に民を救済するのに不可欠な課題として
いる。領主が貧しくては民を救えないというのである。先
の有若は、民が貧しくては領主が豊にはなれないとして、
済民を謳っていた。しかし、ここでは民を救うという建前
に領主の充足が説かれていく。有若の済民論を換骨奪胎し
た、仁政イデオロギーがその改革論を支えているのである。

三

『問答』の概略は以上のようなものである。こうした
内容を歴史的文脈に位置づけるために、何時、だれによつ
て作られたものなのかを追求する必要がある。しかし、今
回はその十分な結論が出せない。『問答』の成立時期
を写本の奥書から遡ってみた。現在、確認できるのは、
写本が四一点、版本が一五点である（表）。まず写本のほ
うを考察してみる。

一部表題を欠くものもあるが、ほぼ『孟徹問答』とい
う名前で流布している。筆写された時期は概ね一八世紀後
半から一九世紀にかけてである。古いものは、天明期に集
中している。国立国会図書館所蔵の大田南畝（寛延二一）

七四九) 文政六(一八二三)年の『三十幅』に収録されたものが、天明八(一七八八)年と確認できる。また、岡山大学池田家本は、筆写年代は寛政四(一七九二)年であるが、もとは天明八年まで奥書から遡ることができる。このことから、確実に天明期後半には成立していたといえる。

目先をかえてみると、高知県立図書館に、谷垣守が元文五(一七四〇)年に筆写した岡田盤鎮の蔵書目録『盤鎮書目』に次のような記載を見つけることができる。⁶⁾

井田徹法之大略
朱子社會法俗解

論語筆記 哀公問目抜

これらの書物を現在確認できないが、いずれも『問答』の内容に関わりそうな書名である。特に、『論語』の逸話と朱子の社會法(備蓄制度)に関する書物が、「井田徹法之大略」と併記されているところに関連が窺える。残念ながらこれ以上のことは不明であるので、天明期より以前の可能性として提示しておきたい。

次に、『問答』の筆写主体について述べておきたい。

無窮会図書館所蔵本と、京都大学附属図書館谷村文庫本

は、ともに細野要齋(文化八(一八一二) 明治一一(一八七八)年)によるものである。要齋は崎門儒学を学び、尾張藩に仕えた藩儒である。要齋が写した原本は、同じ尾張藩儒・深田香実(安永二(一七七三) 嘉永三(一八五〇)年)が、友人・平山巨元珍(? 文政一(一八一八)年)の蔵書から借受けたものであるという。二つの写本はともに香実と要齋の識語が添えられている。香実の識語には次のようにある。

余常服先生之理義密微、卓識洞徹、至讀此書、益信其深于經術、大非世俗口耳之学者所能企及焉、嗚呼先生之才德可謂大且明矣、

『問答』を読んで關齋の「經術」の造詣の深さに心服したとある。文化三(一八〇六)年の香実は、『問答』が關齋による説話であることを疑っていないのである。これをさらに写した要齋は、「忠陳按元祿先生歿後也、此文蓋有誤」と、すでに事実との齟齬を指摘している。しかし内容については關齋のものとして認識しているようである。このように、崎門の継承者たちは、關齋の「經術」の要諦として『問答』を受容していたことが分かる。

一方、池田家本についてみてみよう。池田家本の筆写

者のうち、天明八年の冬に筆写した人物に多賀久博がいる。多賀久博（元文二（一七三七）〜文化一一（一八一四）年）、一六〇石取の岡山藩士で、蔵奉行から「伏見御用」（京都留守居）を勤めた人物である。筆写の直前の天明七（一七八七）年は、病身の父の代勤を務める時期であった。蔵奉行への就任は寛政元（一七八九）年であるが、代々、藩政の実務方を担当する家柄で、『問答』の筆写もこうした役職を意識してのことだったのかもしれない。実務役人である久博にとつて、『問答』が闇齋の「経術」であることよりも、実際の藩政において参照する意味のほうが大きかったであろう。

また京都町奉行所与力だった、神沢杜口（宝永七（一七一〇）〜寛政七（一七九五）年）場合も興味深い。膨大な随筆『翁草』の一一〇巻に『問答』は収録されている。その前巻の一〇九巻の最後には「田沼家衰微」が、直前には「田氏罪案」が収められている。二つは、田沼意次の失脚の顛末を描いた流説である。注目したいのは、杜口が『問答』に付けた但し書きである。「田氏罪案と山崎闇齋の盍徹問答、よき見くらべもの故、此次に記す」というのである。京都の市井に暮した者の認識として、田沼意次の執政

と『問答』の政策が比較され、世相の判断材料になっていたことが分かるのである。これもまた『問答』の受容のされ方のひとつであろう。

以上、筆写主体の意図を垣間見たが、これはほんの一端にすぎない。それぞれについてさらに考察を深めていくことが必要であろうし、そこから『問答』受容の諸相が豊になるものと思われる。

ここまで写本として伝来する諸本について述べてきたが、もう一つの流布形態について一言しておきたい。『問答』は、版本としても出版されているのである。

その一つが、後に載せた『盍徹論』である。天保八（一八三七）年、上野七日市藩の藩医で戯作者でもある畑銀鶏によって出版された。銀鶏は今井政美なる旧知の人物から写本を手にいれ、版にしている。現存数はほとんどなく、刊記もないので私家版として細々と刷られたものと思われる。銀鶏の父は金鶏で、同じく藩医であり狂歌作者としても知られている。金鶏は大田南畝との交流あったし、銀鶏自身も幅広い「文人」層との交わりがあった。おそらくは、こうしたネットワークのなかで『問答』が流通していたのであろう。『盍徹論』には次のような序文がある。

豈不_レ当今之急務乎、世之人動輒以富_レ国強_レ兵、為_レ管商之術者、未知_レ投_レ機応_レ變宰_レ理天下之功也、夫制_レ節謹_レ度、經濟之根本治_レ国家之旨槩也、

天保三（一八三二）年から天保八年にかけての飢饉は、幕藩制経済に重大な影響を与えたことはいままでもない。銀鷄が『盍徹論』を出版したのはまさにこの時期である。

『問答』の内容を「当今之急務」であるとするのは、当時の社会状況とは無縁ではないであろう。銀鷄は、ほかにも通俗的な救恤書を同時期に出版している⁶⁾。戯作文芸を得意とし、毎月のように絵画の品評を行い文雅の世界を愛した「文人」も、危機的状況を認識した反映ととることができそうである。

もうひとつの版本は、藤森弘庵（寛政一一（一七九九）〜文久二（一八六二）年）が編纂した『如不及斎叢書』第一集に収録されたものである。「如不及斎」とは弘庵の号で、嘉永四（一八五二）年の出版である。弘庵は、柴野碧海や長野豊山・古賀恂庵らに学び、土浦藩郁文館の教授を務め、晩年は江戸で講釈を行った儒者である。彼が寄せた識語には「聖人盍徹之訓、実為_レ当今之要務、督責嚴急、動生事端、而財卒不_レ可_レ得也」とある。弘庵もまた『問答』

に記された財政政策が、幕末の時期において不可欠な「要務」であると認識している。

銀鷄は閻斎の「実地」として疑っていないが、弘庵においては、閻斎の「経術」というのは後景に退いている。いずれにしても、事実関係の正確さが考慮されることなく、出版されていったのである。裏をかえせば、作者云々の問題ではなく、飢饉や幕末の動静下においてなお、実効性を持つものとして容れられていたということになる。閻斎の名を冠した財政再建策が、近世の末期まで継承された足跡をここに見ることができるのである。同時に「閻斎学」の命脈の強さを窺い知るものである。

【註】

- (1) 『大学垂加先生講義』（『日本思想大系 三一 山崎閻斎学派』岩波書店、一九八〇年所収）。
- (2) 『日本経済大典』史誌出版社、一九二八年。
- (3) 一つの完結的なテキストとして書物を捉える場合、内容を第一に考えるため、一点を取上げれば済むことであった。ゆえに、内容に重大な欠陥がなければ誤写と確定することが可能である。しかしもはや書物はテキストの内容だけでなく、

その周辺までも歴史学や思想史研究の対象となつてゐる。単品ではなく、各地に伝本する諸本を総体的に考えろつという視角に立つことは、必然の観を呈してきてゐる。

(4) 久野俊彦・時枝務編『偽文學入門』（柏書房、二〇〇四年）において改めてその意義が提示された。

(5) 「顔淵十二」の意訳に関しては、金谷治『論語』（岩波書店、一九六三年）を参照。

(6) 谷垣守は秦山の息子で、岡田盤齋（垂加神道家）へ師事した。盤齋はその盤齋の息子である。

(7) 『諸人儉約重宝記』（東京都立中央図書館所蔵）

【史料翻刻】

『盍徹問答』は瀧本誠一氏の翻刻に譲り、『盍徹論』を揭示する。本文とともに、序文と銀鷄の「徹の説」も同時に載せる。定本として用いたのは、酒田市立図書館光丘文庫収蔵のものである。『盍徹論』は現在この一点しか確認できない。その意味では貴重であり、今後、他に見つかる可能性も期待して紙幅を借りたい。

【凡例】

・「序文」に付された訓点であるが一部、欠落と誤謬と思われ、文意が通じないところがある。銀鷄の訓点を生かして、翻刻者が訂正を加えてゐる。その際、もとの訓点を残し、（ ）で訂正した訓点を付してゐる。

・『盍徹問答』に比較して、明らかに誤脱と思われる点を註によつて示した。

盍徹論序

今井政美與レ余有レ舊、嘗訪ニ其居ニ視ニ一本於凡上、題曰ニ盍徹論、採而閱レ之、閻齋山崎翁所レ著、專言ニ經濟之要ニ焉、翁在ニ于元宝之間、師ニ範王侯ニ遊ニ事大國、自是脚著ニ実地ニ之人、素非ニ架ニ空構ニ虚之人ニ、故能説ニ斯書ニ、了ニ会其旨趣所ニ在、研ニ味其意、則土足下以匡救王侯之罷弊、而料ニ理財力無レ餘、下足下以濟ニ收士民之困頓、而弁ニ給窮窘不ニ足、可ニ以償ニ負債、可ニ以省ニ枉費、豈不ニ當今之急務ニ乎、世之人動輒以ニ富ニ國強ニ兵、為ニ管商之術ニ者、未レニ知投レ機応ニ變宰ニ理天下ニ之功也、夫制ニ節謹ニ度、經濟之根本治ニ國家之旨槩也、政美最長ニ于經濟之学、素非ニ弋利釣名之人、其所ニ抱負ニ可ニ知已矣、

余自一閱之不_レ堪嘉獎_二項者刻_二之家塾_一弘_二其流傳_一矣云、
時天保八年丁酉陽月銀雞道人畑時倚

徹字說

徹古文作_レ徹又作_レ徹廣韻集韻會並_二云_一直列切音徹說文_二通也廣韻_三又達也蓋徹見_二于論語顏淵篇_一鄭玄_レ注_二周法什一而稅_一謂_二之徹_一徹_二通也為_二天下_一通法_二孟子滕文公_一篇_二周人百畝而徹_一朱熹_レ注_二周時_一夫授_レ田_二百畝_一鄉遂_二用_二貢法_一十夫_レ有_レ溝都鄙_二用_二助法_一八家同_レ井_レ耕則通_レ力_レ而作_レ收_レ八則計_レ畝_レ而分_レ故_レ謂_二之徹_一按_二皆言_一彼我通達_レ而均_二其功勞_一也若_レ所謂_レ射_レ之_レ徹_二七札_一乘_レ獨_レ端坐_レ徹_レ且_レ之類_レ俱_二言_レ達_一通_二于此_一徹與_レ之同_レ矣

銀鷄道人畑時倚識 印

蓋徹論

元祿年中ノ事ナリシガ、公國ノ大家ニ任ヘシ何某ト云ル人
八山崎闇齋翁ノ社中ナリ、或時先生ノ家ニ來リテ言ル、
二八、吾國ノ大守国用足ラザル_一、年久ク上下困窮甚ケレ
八年々歳々役人トモウチヨリテ役所々々へ儉約イヒツケ、
其上家中ノ食祿モ半知ニシテ仕法ヲ付見ルニ、詰レハツメ

ルホト益々借金殖テ、行末ハイカニ成ユカント思ヒナガラ、
詮方ナク民ニ用金ヲ申ツケレハ、城下モ亦次第ニ困窮シテ
遂ニ其國ヲ離散スルニ至ルベシ、サレハ居ナカラ見ルニ忍
ビス、如何シテ此弊ヲ救ヒ申ヤト問ハレケレハ、先生シ
バラク眉ヲヒソメテアリケルガ答ヘテイハル、二八、論語
ヨミノ論語シラズトハ足下ノコト也ト申スベシトイハレケ
レハ、何某コタヘテ、只今マデ仁義ノ事コソ承ツレ、論語
ノ中ニ大名ノ勝手直シノコトハ未承ハラズト申ケレハ、先
生横手ヲ拍ツテ大ニ笑ヒ、人小ナレハ道小也トハ此コト也、
才智ノ働カヌホド是非ナキ者ハナシ抑不学無術ノ人ノ国用
ニ不足_一ヲナゲキシハ漢土ニモ日本ニモ古モ今モ一々同コ
ト、コソ申スベケレ、夫故ニ論語ニ哀公ト云大名ガ有若ト
云フ賢者ヘ年飢テ国用不足イカセハ用足ラント問ヒ玉ヒ
シカハ、有若ノ答ニ唯一言ニテ、何ソ徹セザルヤト申サレ
シカハ、哀公膽ヲツブシ是迄十分二ノ年貢ヲ取テサヘ不足
ニ今十分一ノ徹ノ法ヲ用ヒテ何トテ用ノ足ル_一ヤアラント
アリケレハ、有若又答テ曰百姓足ラハ君誰ト共ニ足ラン_二
申サレケレ共、哀公愚ニシテ再問玉ハ是切ニテ止シカド
モ、此一章ニテ大名ノ勝手直シハ足レリト申ベシト言レケ
レハ、何某モ拍掌シテ只今始テ此義ヲ承ル願ハ此章ノ餘意

ヲ精ク示シ玉ヘト臨マレケルユエ、先生ノ曰夫徹ハ通也トテ三代共ニ名ハカハレ共皆十分一ノ税法也、然レドモ吾國ハ土地豊饒ニシテ大抵四分六分ノ税法ニテ、殊ニ國初ヨリ深キ神慮マシマシテ定メ玉ヒシ法ナレハ、今更此日本ニテ十分一ノ徹ノ法ヲ用フルニハ及ハス、此章ノ趣意ハ只下ヲユルムレハ上ガクツログト云処ガ第一ノ肝要也、君ハ民ノ父母也トイヘハ子富テ親貧ト云理ヤアルベキ、然レハ是聖賢ノ大智ヨリ出シ事ニテ、不学無術ノ人ハ云ヒキカセテモ更ニ合点ノ行カヌトナレト、幸ニ某ノ大守仁君ニマシマセハ能其説ヲ用ヒ玉フベシ、足下歸國ノ上此術ヲ用ヒテ一國皆安堵ノ思ヒヲ成時ハ余モ亦大慶斜ナラス、今具ニ語ルベシ。

凡日本ノ大名百年来土ヲ領シ玉ヒ、初ハ質素室町殿ノ惡弊行レ入ルヲ許リテ出ストヨ成ノ政ナク、況ヤ三年耕セハ一年ノ食アリト云フ仕置絶テナクナリテ、イツトナク用不足ト成来テ吉凶ニツケ民ニ課役ヲイヒツケ金銀ヲ虐タケ取ルバカリニテ返スト云トナケレハ、後々ハ民トテモスコシモ出サネハ、詮方ナク京大坂ノ町人ニ来秋ノ米ヲ引當ニ金銀ヲ借り出シテ用ヲ足ストトナリヌ、始ハヨキヤウナレト、利ニ利ヲ添テ引ル、ユエ遂ニ八家中ヲ半知ニシテモ更ニ伸

足ネハ、後ハ御領分ノ米ヲ残ラス銀主ヘトラレ、大守ヲ始一家中迄皆銀主ノ扶持人ノヤウニナリテ、漸衣食ヲ足シテ年月ヲ歷ルウチニ吉凶災アリテ又々銀主ニカリテ用ヲ足ヌトヨ求レト、フジノ入用迄ハ出サネバ年々困窮ニ至ラデハ叶ハヌ筈、兎ニ角ニ銀主ノ仕送リト云フトヨサツパリ離レネハ再國用ノ足ルト云フトハ至ラヌト知り玉フベシ、凡銀主ヲ離ル、ニハ、先御領分ノ御用金ヲ返シ百姓ヲユルメルト第一也ト知り玉ヘ、今試ニ云ハ大抵十萬俵納ル大家ナレハ、家中半知ニシテ四萬俵ニテ事足りヌベシ、残ル六萬俵ハ、年々銀主ヘ送ル其内ニテ元利引オトサレ、漸々ト暮ス程ツ、送ラレテアルナラハ、今年ヨリトリ直サント思フ春ノ末ニ、御領分ノ大庄屋ヲ招テイヒワタサンニハ、皆々存ル通リ御勝手向ヒシト御困窮ナレハ、此分ニテ八萬一二飢饉ノ時ニモ皆々ハ救ヒ玉フベキ才手當モナシ、其心ナラサルニヨリ御上ニテモ何トゾ御勝手御取直シ遊バサレタキ思召ニツキ、當秋ノ十萬俵ノ内御家中ノ入用四萬俵オンヒキ上ニテ、残六萬俵ハコレマデ年々差出シタル御用金ノ方ニ百姓町人ヘ賜ルベキ間、譬へ何万両是アルト残ラス受取りタル分ニ仕リ、皆濟致シクレヨト在ラハ、村町共ニ思ヒカケナキトナレハ皆有ガタク畏リ奉ルハ必定也、外ノ借用ハ

差才キ先御領分ノ借用ヨリ片付タク思フ也ト申サハ、何アリガタク心服スルヲ理ニオイテ疑ヒナシ、其時カサネテイハンニハ此上今一ツ申談スルヲアリ、此分ニテハ來秋迄ノ上ノ御暮シ方ナケレハ、大儀ナガラ來秋迄二万俵先納仕イタシクレヨトアラハ、此者共己ガ懐ヨリ出サズ、今玉ハリシ米ノ内ヨリ出スヲナレハ是又畏ルヲ必定也、百姓町人此ニケ條ヲサハ畏レハ、最早御勝手ハ直ル者ト知り玉フベシ、扱上ノ一年ノ入用ハ右先納ノ二万俵ニテ如何様ニモ省略シテ暮サルベキヲナリ、此一件スミキリテ京大坂ノ銀主方ヘ領分ノ借用多ク必死ト手廻ラヌ故、三ケ年勘定待チクレヨト頼置玉フベシ、是マテ年々何千貫目ト利銀取シ上ナレハ、斯有シトテ格別ニ難儀モセヌ事也

二年目ノ秋ニ至テ、又二万俵ハ去秋ノ先納ニ返シ玉ハリ上ノ暮ニ二万俵、残ル二万俵ハ糶ニテ上ノ庫ニ不持ノ入用ノ備ニ貯フヘシ、三年目ノ秋ハ六万俵皆上ノ物成トナル、夫ヲ矢張二万俵ノ暮シユルメス、残ル四万俵ノ内二万俵ハ御家中ノ諸士ニ救ヒトシテ分チ玉ハルベシ、残二万俵ハ不時ノ入用糶ニテ貯フヘシ、四年目秋銀主方ノ元銀何ホド、年々出セシ利銀何程ト云フヲ勘定サセハ、大方ハ利銀ニテ元銀ハ濟テ有モノ也、去レ共夫切ニテオケハ不義ナレハ、

今年ヨリ四万俵ツ、残ルナレハ、是ヲ以テ元銀ノ十分一又八十分一玉ハリ、残り銀ヲハ高次第二十一年目款三十年目款年賦ニ申談シテ、元銀ノ高二五分程過銀アルト思フ年、イツ迄モ限りナキヲナレハ今年限りニテ皆濟ニ致シクレヨ、サナクバ當年ノ年賦銀モ玉ハルマシトアラハ、元モ濟シ上ニ利アレハ皆畏ルヲ必定也、五年目ニハ二万俵ノ暮ニ引テ、今年ヨリ年々一萬俵ツ、貯フヘシ、十年目ニハ都合十萬俵ノ貯ト成、残ル三萬俵ノ内一萬五千俵程年譜銀ニ出シ、残ル一萬五千俵ハ御家中ヘ頒チテ當年ヨリ一二分ツ、ユルメ玉ハルベシ、古穀ト新穀ト年々積カヘ凡三十萬俵ツ、不絶貯ルヲ法トスルナリ、是迄ハ御家中米ノ外ハ皆京大坂ヘ出シケルニ、四年此方皆御城下ニテヒサケハ、民共ニ利ヲ得テイツトナク潤ヒ賑テ、後二八五萬十萬ノ金ハ御城下ニテモ出來ルヲト知り玉フベシ、爰力彼有若ノ云ハレシ、百姓足ラハ君誰ト共ニ力足ラザラントノ所ニテ、小智ノ人ノ若カザル所ナリ、扱亦後々サカシキ役人方出テ城下ニテ拂フハ損ニテ京大坂ヘ出セハ益アリナド申ヒ、決シテ取上玉ハヌヲ也、民ハ利ニカシコクメ皆々貯ル者ナレハ、何時ニテモ上ノ御用ニ立ツヲ故、上ノ府庫中ニアルト同ヤウナルヲト知り玉フベシ、右ノ政ニテ民百姓心服シテ、後

御家中ノ知行モ少ツ、ユルメ其上ニテ民ニ信ヲ示シ玉フベシ、サアル時ハ町人百姓ヲ呼ビ出シ、抛ナキコトニテ御用金ヲ仰ツケラル、共必違背ナク出ベシ、先試ミニ金高五六百カ千両モイヒツケ返済ハ秋收納ノ節ト定、其金ヲハ上ノ庫ヘ入オキ秋ニ至リ約速ノ通り返シ玉フベシ、是原入用ノ金ニテナケレハ何時ニ返シ玉フトモ少シモ指ツカヒハナシ、此返済ノトキ速ニ御用金ヲ出セシコトヲ称美シテ民ニ曲ヲツケオキ玉フベシ、此一件申サハ革命ニテ国法ヲ新ニスルナレバ、兎ヤアラント疑ヒテハナラス、何卒シテ民百姓臣下ヲ安樂ニ養ヒ玉ハント云仁心サヘ立ハ、天心祐ケ玉フト云コトヲ直実ニ決断シテカ、リ玉フベシ、凡勘定方ニハ不才ニテモ廉直ナル人ヲ撰ムヘシ、近キ頃ノ風トシテ利ニカシコキ人ヲ用フル、故ニ多クハ銀主ノ賄ヲトリ小利ニ拘メ大義ヲ忘ル、人ハ上ノ為ニマコトノ忠ハセテ己ガ身バカリ利スル人多シ、サリトテ又臣下ヲ皆々盗人アツカヒニセハ因ヨリヒガコトナルベシ、撰事明ナルト明ナラザルトハ君タル者ノ心ニヨルベシ、初此一件評義ノ時ニ銀主ノ手ヲ離テハ大金ヲ出ス人ナケレハ宜カラズナド云フ人ハ、大量ナキ人ニアラザレハ町人ト合躰シテ利ヲムサボル人ナルベシ、左アル人ハ速ニ表テ役轉シ玉フベシ、凡諸向ノ役所々々ハ一ケ

年ニ何程宛ニテ仕上ルヤウニト申渡シ、財アマレハ役徳ト定メテ夫ヲハ其役所ヘアタヘ、不足ナレハ越度ト定メテ夫ヲハ其役所ヨリ立替サスベシ、町人ノ様二分厘ヲ改メ帳面印形ヲ取ルハ、土ノ風俗ヲ傷リ尤詮ナキコトナレハ左ハセヌカタヨシ、此外ニ語ルベキコトアレドモ先其大概ヲイフベケレハ、精キコトハ又侯重ネテハナシ申サントテ其日ノ議論ハ止ニケリ、

其後彼何某国ニカヘリテ、早速ニ先生ノ説ヲ主君ヘ言上シケレ、大守甚感シ玉ヒ役人中ヘ其旨精ク御内談アリテ、其仕法ヲ用ヒ玉ヒケルニ、僅三年ニシテ小功ヲナシ、七年ニシテ弥人氣和シ、十年目ニハ全大功ヲ立テ御勝手向何一ツ御指遣ナク、後々ハ御家中御領分ニモ莫太金持出来セシトゾ。

【註】

(1) 『盡微問答』では門人を四国の藩士と限定している。

(2) 『論語』の引用が部分的に欠落している。他本では「百姓足なば君誰と共に足ざらん、百姓足ずんば君誰と共にかたらん」

(無窮会図書館蔵『盡微問答』)である。

【表1】蓋微問答』諸本一覽

写本	表題	所蔵先	所収本名	形態	筆写年/出版年	筆写者/編者・出版者	備考
1	蓋微問答	国会図書館		1冊	天保7	武久昌徳	「順造館」の印字罫線紙を使用
2	蓋微問答	国会図書館	駕宿雜記	合冊	文化年間	駒井兼仰	130巻目
3	蓋微問答	国会図書館	翁草	合冊	天明8ころ	神沢社口	110巻は他に「田氏罪案」
4	蓋微問答	国会図書館	三十輯	合冊	天明8	大田南畝	8巻目/十千亭(本草学者)蔵本写し
5	蓋微問答	国会図書館	三十輯	合冊	天明8	大田南畝	17巻目/十千亭(本草学者)蔵本写し
6	蓋微問答	国立公文書館		合冊	文政3		「享和壬戌植崎上書」・「琉球一件」と共収
7	蓋微問答	国立公文書館		合冊		藤世章	「年貢考」の附録
8	蓋微問答	国立公文書館		合冊	辛亥(寛政3か)		「香厳君賢旨録」の附録
9	蓋微問答	国立公文書館	雁修叢書	合冊			7巻目
10	蓋微問答	静嘉堂図書館				足代弘訓自筆校訂	
11	蓋微問答	大阪市立		合冊			
12	蓋微問答	岡山大学		1冊	寛政4年6月	長谷川豊頼	「年貢考」と共収
13	蓋微問答	京都大学			天保7	武久昌徳	天明8梅庵経正・同年多賀久博筆写本の謄写
14	蓋微問答	京都大学					
15	蓋微問答	京都大学	正気堂叢書				
16	蓋微問答	京都大学					
17	蓋微問答	京都大学		1冊	弘化2	細野忠陳(要斎)	要斎後記あり
18	蓋微問答	慶応大学					
19	蓋微問答	慶応大学			天保8序		
20	蓋微問答	東京大学		合冊/2冊			「鳩巢先生与白石大人誦書」と共収
21	蓋微問答	東京大学		1冊			
22	蓋微問答	東北大学					
23	蓋微問答	東北大学					
24	蓋微問答	蓬左文庫		合冊			「敬元説」と共収
25	蓋微問答	蓬左文庫					
26	蓋微問答	羽中八幡文庫		合冊			
27	蓋微問答	無窮舎図書館		1冊	弘化2	細野忠陳(要斎)	「世の手本」等と共収
28	蓋微問答	字書言志					要斎後記あり
29	蓋微問答	加賀市立中央図書館		合冊			「銀台遺事」「肥後物語」と共収
30	蓋微問答	小浜市立図書館		1冊			
31	蓋微問答	福井市立図書館		1冊			奥書等なし、朱引きあり
32	蓋微問答	静岡県立図書館		1冊			
33	蓋微問答	甲賀水口図書館		合冊			
34	蓋微問答	久留米市民図書館		1冊			「西遊放書」「松島記」「諸家滅亡」と共収

35	蓋微問答	久留米市民図書館		合冊	文政3		村上量敬	「燕居偶筆拔書」家音話」と共収	
36	蓋微問答	伝習館高校			天保12年10月		名和殿		
37	蓋微問答	山梨県文書館							
38	蓋微問答	三春町歴史資料館		合冊	寛政2		安倍季龍	「牧民忠告」植崎九八郎書上写「国家鎖言」 「海防策」松風余韻」と共収	
39	蓋微問答	土佐山内家宝資料館		1冊	文政5年秋		山内豊資	寛政12年「大久保西山翁藏書」本より謄写した 小倉守本	
40	蓋微編	高知県立図書館		1冊				中井竹山「社会私議」と共収	
41	蓋微問答	熊本大学図書館		合冊	寛政ごろ		藤田信知編		
刊本									
1	蓋微問答	京都大学	如不及斎叢	第1集第1	嘉永4		藤森大雅	「十事解」「迪彝篇」「燕居偶筆」と共収	
2	蓋微問答	広島大学							
3	蓋微問答	函館市立図書館							
4	蓋微問答	国学院大学							
5	蓋微問答	村野文庫							
6	蓋微問答	旧浅野							
7	蓋微問答	三重県立図書館							
8	蓋微問答	国立国会図書館							
9	蓋微問答	茨城県立歴史館							
10	蓋微問答	国立公文書館							
11	蓋微問答	新潟大学							
12	蓋微問答	刈谷市立図書館							
13	蓋微問答	高知大学							
14	蓋微問答	金沢泉丘高校							
15	蓋微問答	津山郷土図書館							
16	蓋微問答	酒田市立光丘文庫		1冊	天保8序		畑銀鷄時倚序	畑銀鷄「微之説」を冒頭に冠す	